

令和4年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月7日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	2

1 神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例関連の新旧対照表

神奈川県監査委員に関する条例（昭和 36 年神奈川県条例第 3 号）新旧対照表（第 1 条関係）

改 正	現 行
(告示及び公表)	(告示及び公表)
第 5 条 法令の規定に基づく委員の告示は神奈川県公報への登載により、法令の規定に基づく委員の公表はインターネットの利用その他の方法により行う。	第 5 条 法令の規定に基づいて行うものとされている委員の告示及び公表は、神奈川県公報に登載して行う。この場合において、地方自治法第 75 条第 2 項及び第 3 項並びに第 252 条の 39 第 3 項及び第 13 項の規定に基づく公表は、住民の見やすい方法で委員が適当と認めるものを併せて行わなければならない。

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年神奈川県条例第 11 号）新旧対照表（第 2 条関係）

改 正	現 行
第 5 条 前条の規定による公表は、 <u>インターネットの利用その他の方法</u> により行うものとする。	第 5 条 前条の規定による公表は、 <u>神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法</u> により行うものとする。

神奈川県財政状況の公表に関する条例（昭和 23 年神奈川県条例第 30 号）新旧対照表（第 3 条関係）

改 正	現 行
第 4 条 財政状況の公表は、 <u>インターネットの利用その他の方法</u> によりこれを行う。 (削除)	第 4 条 財政状況の公表は、 <u>神奈川県公報</u> によりこれを行う。 前項の神奈川県公報は、その発行の日から 6 箇月間、何人も知事の指定した場所において、 <u>その閲覧を請求することができる。</u>
(削除)	前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は知事がこれを定める。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号	平成29年1月1日から令和4年10月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人あっとほむ	横浜市都筑区牛久保西三丁目2番7号	平成29年11月1日から令和4年10月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット	藤沢市藤沢496番地藤沢森井ビル	平成29年11月1日から令和4年10月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人まちづくりスポーツ茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平10番2号	(略)	特定非営利活動法人まちづくりスポーツ茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平11番1号	(略)
(略)			(略)		
(削除)			NPO法人アール・ド・ヴィンヴル	小田原市久野403番地の17	平成31年1月1日から令和6年10月31日まで
(略)			(略)		
NPO法人チャレンジサポートプロジェクト	川崎市高津区下作延三丁目21番地26ドルフ梶ヶ谷105号室	令和4年1月1日から令和9年10月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで	(新規)		

改 正			現 行		
特定非営利活動 法人あっとほー む	横浜市都筑区牛 久保西三丁目2 番7号	令和4年 11月1日 から令和 9年10月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人湘南ふじさ わシニアネット	藤沢市藤沢496 番地藤沢森井ビ ル	令和4年 11月1日 から令和 9年10月 31日まで	(新規)		